

福島町パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定め、町の政策形成過程における町民の町政参画の機会を提供するとともに、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

- 要綱の制定は、「福島町まちづくり基本条例」の検討過程において、町民の意見を町政に反映させる具体的な手法のひとつとして、パブリックコメント制度を規定し、町政への町民の参画と協働のまちづくりを推進することとしていることから、本実施要綱を制定するものです。
- 「パブリックコメント」とは、既にマスコミ等により一般的に広く使用されており、「パブリック＝公衆」、「コメント＝意見」を意味し、総務省（当時総務庁）行政評価局が平成 11 年 4 月に「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（いわゆるパブリックコメント手続）」を実施して以来、同様な制度を各自治体でも実施してきていることから、「パブリックコメント制度」を要綱の名称とします。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 町の施策等の立案過程において、施策等の案の趣旨、内容等を広く町民に公表し、町民からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、寄せられた意見等に対し、町の考え方を公表するとともに、その意見等を考慮して実施機関の意思決定を行う一連の手続きをいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業の権限を行う町長をいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、町内に通勤又は通学する者、町内に事務所又は事業所を有する者及びその他パブリックコメント制度の対象となる事案について利害関係を有する者

- パブリックコメント制度は、施策等の案をより良いものとするために、町が最終的な意思決定を行う前に具体的な施策の案等を町民の皆さんに公表して

意見等を募集するとともに、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものです。

- なお、この制度は、賛成、反対の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票に類似する制度ではありません。
- 実施機関は、パブリックコメントを実施する町の全ての執行機関をいいますが、議会は執行機関ではありませんので、実施機関に含まれません。
- この制度に基づき意見等を提出できる町民は、当町に在住、在勤、在学する者のほかに、当町以外に居住する利害関係者なども広く「町民」と位置付け、パブリックコメント制度により意見を提出できるものとします。

(対象等)

第3条 パブリックコメント制度の対象は、次に掲げるもの（以下「施策等」という。）とする。

- (1) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (2) 町の基本的な施策を定める計画、指針等の策定又は改廃
- (3) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（ただし、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

- 「町の基本的な制度を定める条例」とは、町政全般や個別の行政分野における基本理念、基本方針など当町の進むべき方向性を定めるものをいいます。
【例】「まちづくり基本条例」、「情報公開条例」など
- 「町の基本的な施策を定める計画、指針等」とは、当町の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、構想、計画、プラン、指針等その名称は問いません。
【例】「総合開発計画」、「防災計画」、「住宅マスタープラン」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉計画・障害福祉計画」、「自立プラン」、「社会教育中期計画」など
- 「町民に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、広く町民に規制を定める地方自治法第14条第2項（注1）に基づく条例を指します。
【例】「蓄犬取締及び野犬掃とう条例」、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」など
- なお、「町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、町民に義務を課すものに該当しますが、これらについては、地

方自治法第 74 条第 1 項（注 2）の規定により、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定又は改廃が、直接請求の対象になっていないことを踏まえ、この制度の対象から除きます。

（注 1）地方自治法第 14 条第 2 項：普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（注 2）地方自治法第 74 条第 1 項：普通地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収及び並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（適用除外）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合、パブリックコメント制度を実施することを要しない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 意見聴取の手続き等が法令等に定めがあるもの
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に提出するもの

○「緊急を要するもの」とは、パブリックコメント制度の手続きに要する時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、この制度を実施しないとまがないものをいい、「軽微なもの」とは、法改正に伴う条項や文言整理などの、大幅な改正又は基本事項の改正を伴わないものをいいます。

○「意見聴取の手続き等が法令等に定めがあるもの」とは、法令などの規定により、公聴会の実施や縦覧等の手続きが義務付けられているものをいいます。

○「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に提出するもの」とは、地方自治法第 74 条第 3 項（注 3）の規定により、直接請求により提出された条例案等は町長が修正することができないことから、対象から除くこととします。

（注 3）地方自治法第 74 条第 3 項：普通地方公共団体の長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に議会を召集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(公表の時期及び公表資料)

第 5 条 実施機関は、施策等を立案しようとするときは、意思決定前に施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 施策等の案を作成した趣旨及び目的並びに経緯
- (2) 施策等の案を理解するために必要な関係資料

○施策等の案を公表するにあたっては、意思決定期限などを考慮して、内容の修正など提出された意見を反映することが十分可能な段階で実施します。

○なお、町民が内容を十分に理解できるように努め、適切な意見を提出できるような工夫をし、関係資料及び関連情報等を合わせて提供することとします。

○「施策等の案を理解するために必要な関係資料」とは、次に掲げるものの中から、実施機関が必要に応じて提供するものとする。

- (1) 当該施策等の概要
- (2) 根拠となる法令
- (3) 計画の策定又は改定にあつては、上位計画の概要
- (4) 当該施策等の実施に伴い予測される影響の程度及び範囲
- (5) 附属機関などで審議された概要若しくは報告、答申の内容

(公表方法)

第 6 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により公表するものとする

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布

2 前項に定めるもののほか、実施機関が必要に応じて、説明会の開催、町の広報誌への掲載、報道機関への情報提供等の方法により、公表に努めるものとする。

3 実施機関は、公表する施策等の案や資料の内容が著しく大量の場合は、第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、実施期間の指定する場所での閲覧のみとすることができる。

○パブリックコメント制度の実施にあたっては、施策等の素案及び資料等について広く町民に周知し、関心のある町民が容易に入手できるようにする必要がありますので、施策等の素案及び資料等を、町のホームページに掲載するほか、所管課、吉岡支所に備え付けます。

- また、説明会の開催や町広報誌への掲載、報道機関への情報提供等の方法を、できる限り併用しながら周知に努めるものとします。
- 公表する施策等の案等の内容が著しく大量の場合は、その全てをホームページに掲載することが困難ですので、実施機関が指定する場所での閲覧のみに限定して公表することがあります。

(意見等の提出)

第 7 条 実施機関は、町民が施策等の案について意見等を提出するため、施策等の案の公表の日から起算して 1 か月を目安として意見等の提出期間、提出方法及びその他意見等の提出に必要な事項を定め、施策等の案を公表するときに明示しなければならない。

- 2 前項の規定による意見等の提出方法については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 郵便
 - (2) 電子メール
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (5) 前各号に掲げる方法のほか、実施機関が必要と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする町民は、意見等の提出に際して、町民の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先等を明示しなければならない。

- 意見等の提出期間の「1 か月」は、あくまで目安としての期間であり、意見を募集する施策等の内容の重要性や意思決定の期限までを勘案し、実施機関の判断により適宜定めるものとします。
- 意見等の提出方法は、意見等が文書又は電子的記録などの記録に残すことができる方法が望ましいため、口頭（電話等を含む。）による意見提出は、記録が困難であり、意見内容を的確に把握できないことも考えられますので、直接聴取する方法は採用しないこととします。
- 意見等の提出にあたって、その責任の所在を明確にするとともに、意見等の内容を確認する必要があるときに連絡が取れるようにするため、氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先（電話番号）を、意見等を提出する町民に明示していただきます。
- また、意見等を提出する際に使用する言語については、原則日本語とし他の言語で提出しようとする場合は、日本語訳の添付を求めることができることとします。

(意見等の反映)

第 8 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定による意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 施策等の案を修正した場合は、修正内容及び理由

3 前項の規定による公表については、第 6 条の規定を準用する。

○実施機関は、提出された意見等を十分考慮して意思決定を行うこととなりますが、提出された意見等は全て必ず反映させるということではなく、提出された意見を十分考慮したうえで意思決定を行うのが、パブリックコメント制度の趣旨になります。

○パブリックコメント制度は、施策等の案について賛否を問うための住民投票に類似する制度でありませんので、単に賛否の結論だけを示しただけの意見については、実施機関の考え方を示さない場合があります。

○提出された意見等が多数あった場合などは、類似の意見等を集約するなど、整理・工夫し、まとめて公表する場合があります。

○提出された意見等を公表することにより、個人又は法人等の権利や利益を害するおそれがあると実施機関が判断した意見等は公表しないことがあります。

○意見等を提出したそれぞれの町民に対し、個別に回答するようなことはいたしません。

(意思決定過程の特例)

第 9 条 実施機関は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する審議会その他の附属機関が、第 5 条から前条までの規定に準じた手続きを経て策定した報告、答申等に基づき施策等の立案を行うときは、パブリックコメント制度を実施しないで施策等の立案の意思決定を行うことができる。

○実施機関が施策等を決定するにあたり、附属機関等（審議会や委員会等）の答申を受けて意思決定を行う場合は、附属機関が本要綱の規定に準じた手続きを得ているときは、同様の手続きを繰り返すことは行政効率の観点から好

ましくないと考えられますので、実施機関は改めてパブリックコメント制度を実施せずに意思決定を行うこととします。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

○今後の具体的な案件の運用を通して寄せられる町民からの意見を踏まえて、必要に応じて制度の見直しを行っていきます。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある施策等については、この要綱の規定は適用しない。

○この要綱の施行にあたり、現に立案の過程にある施策等については、意思決定期限までのスケジュール等に配慮して、この要綱は適用しないこととします。